

令和7年6月定例会一般質問

通告 6

質問 終活支援体制の強化を

5 番 ひらやま ひろみ 平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

5 番、平山光生です。終活支援体制の強化について質問させていただきます。

中標津町では令和4年度に住まいのエンディングノート
を策定し、空き家の発生抑制や相続整理を目的とした終活
支援が進められてまいりました。この取り組みは不動産の
管理や意思表示に関する備えとして、大変意義のあるもので
す。



一方で、町民からは親族が近くにいない、自分の最期をどう迎えたらいいかわからない
といった声もあり、人生全体に関わる終活、特に医療、介護、看取り、葬儀、納骨、死後
手続に関する不安や相談ニーズが広がっています。また、本町でも合葬墓整備の際の問合
せが多かったように、終活そのものへの関心が高まっていることがうかがえます。

このような背景を踏まえ、町民の備えと安心を支える支援体制の充実の必要性から、以
下の2点を質問させていただきます。

質問 終活用エンディングノートの整備を

答弁 出前講座等でエンディングノートの周知・啓発を行います

5 番 ひらやま ひろみ 平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

1 点目、終活用エンディングノートの整備について質問いたします。

中標津町が策定した住まいのエンディングノートは、不動産に特化した終活支援として
有意義ですが、人生全体に関わる備えとしては、医療、介護、看取り、葬儀、納骨などの
希望を記録できる包括的な終活用エンディングノートの整備が必要であると思います。

例えば枚方市では、わたしの思い手帳、人生会議まるわかりガイド、終活ガイドの発行や民間事業者と連携してエンディングノートを作成、全戸配布と講習会を組み合わせで展開し、市民の反響も大きかったとされています。

中標津町においても出前講座などの場で、エンディングノートの書き方や終活全般について学べる機会を設けることで、町民の不安軽減や備えの促進に大きく寄与するものと考えます。

そこで包括的なエンディングノートの作成、配布及び出前講座等での終活支援内容の導入について、町長の考えを伺います。

【答弁：町長】

平山議員御質問の終活用エンディングノートの整備をにつきまして、御答弁申し上げます。

本町では、第9期高齢者福祉・介護保険事業計画における地域包括ケアシステムを推進する中で、高齢者の医療・介護・住まい・生活支援などにつきまして、関係機関との連携による総合相談支援を実施し、社会参加につながる介護予防活動の充実を図ることで、住みなれた地域で安心して最期まで暮らし続けることができるよう取り組んでいるところであります。

エンディングノートにつきましては、遺言書のように法的効力はないものの、もしものときの備えとして、医療・介護の内容や終末期の希望、亡くなった後の葬儀・納骨などの希望、または遺産相続、自分の趣味やライフスタイルなどを記載しておくことで、緊急時における希望などを家族や周囲の方に伝えることができます。また、自分の思いや希望を掘り起こして、自分がどのような老後を過ごし、どのような最期を迎えたいのか、そして、その思いを実現するためにはどのような準備が必要なのかを、記載過程において考えていただくことに大きな意味があると考えております。

現在、法務局と司法書士会が共同で作成された無償のもの、民間による有償なものなど、様々なエンディングノートが作成・提供されているところです。今後の相談支援や出前講座の機会において、これらのエンディングノートの周知、利用につきまして啓発を行ってまいりたいと考えております。

今後、本町独自のエンディングノート作成の必要性、その他終活の支援などについて、次期高齢者福祉・介護保険事業計画の策定における課題として取り上げ、研究調査を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただけるようお願い申し上げます。以上です。

【質問：平山 光生 議員】

5 番、平山光生です。再質問させていただきます。

御答弁では、法務局作成のものや民間のエンディングノートを活用しつつ、出前講座等で周知啓発を行っていくが、本町の独自のエンディングノートの作成の必要性は今後検討していくということでした。

一方で、身寄りのない方が自分の最期を中標津町で迎える覚悟を持って相談に来られたケースにおいて、ノートの内容以前に何を書けばいいかわからない、手続の流れがよくわからないといった不安の声も実際にあると聞いています。無料で手に入るエンディングノートは多数存在しますが、そういった方にとって本当に必要なのは、町内で利用できる相談窓口、支援制度の情報が整理された資料であり、それをノート記入の際の手引として提供することで安心感が大きく変わると感じております。

例えば、生活支援や見守り、福祉サービスの相談窓口や合葬墓、中標津町内の制度など、情報をまとめた資料を作成し、エンディングノート記入時の参考資料として配布、出前講座や窓口相談時の基礎資料として活用することで、実質的な人生の備え支援に一步近づくのではないのでしょうか。

そこで改めて伺います。本町独自のエンディングノート作成の必要性を検討する期間ですね、中標津町の制度、相談先を一元的にまとめた終活支援資料の作成することについて、今後の対応や可能性を検討できないか考えを伺います。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げました次期高齢者福祉・介護保険事業計画が、これ直近に迫っておりますので、その中でアンケートをとりながらですね、必要性について検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

質問 終活登録制度の導入を

答弁 本町の実情に合わせた制度導入を検証してまいります

5 番 ひらやま ひろみ 平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

5 番、平山光生です。2 点目の質問、終活登録制度の導入について質問いたします。

神奈川県横須賀市では、2015年からエンディングプラン・サポート事業を実施しており、身寄りのない高齢者があらかじめ緊急連絡先、かかりつけ医、葬儀等の生前契約先、事前に医療・ケアについて意思表示をするリビングウィル、人生の最終段階における事前指示書や、遺言書等の保管場所、墓の所在地など、自分の希望を登録し、行政と協力事業者が死後事務などをサポートする、わたしの終活登録制度を運用しています。

この制度により、万一の際、混乱防止や行政の対応の明確化、そして何より高齢者本人の安心感につながっているとのこと。実際に、同居家族のいない高齢者が緊急搬送された際に、この終活情報として登録していた親族の連絡先を伝えることで入院できた事例や、亡くなった人の親族が把握していない故人の友人の連絡先が緊急連絡先に登録されていたことから判明し、葬儀の連絡ができた事例、遺言書や墓の場所を問い合わせることで発見することができた事例もあるようです。

また、枚方市では、ひらかた縁ディングサポート事業において、終活情報登録をはじめ、見守りや入退院支援、預託金による葬儀や家財処分、届出を行うサービスを社会福祉協議会へ委託にて行っています。

本町においても、高齢化・単身化が進む中で、本人の希望や死後の連絡先などを行政に登録できる仕組みがあることで、遺された方や行政・地域包括などの関係機関も円滑に対応できるようになると考えます。

そこで、終活登録制度の導入について、町長の認識と今後の検討方針を伺います。

【答弁：町長】

平山議員、2点目の御質問の終活登録制度の導入をにつきまして御答弁申し上げます。

ひとり暮らし高齢者などが救急搬送され、医療機関から町に緊急連絡先などの情報提供が求められた際には、町が70歳以上のひとり暮らし高齢者などに登録を促している災害時要援護者台帳による登録情報、並びに各種高齢者福祉・介護保険サービスによる情報の提供により対応しているところでございます。なかでも、身寄りがいない方が亡くなられた場合の火葬などの手続に関しましては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法並びに墓地埋葬等に関する法律により、死亡地の市町村長が行うことと規定されており、引き取り手のないご遺体の火葬から埋葬までを当町で行っております。

遺留金などの取扱いにつきましても、厚生労働省・法務省による手引きにより事務手続を行うところですが、法の整備が進んでいない状況にあって、これら手続を進める上で苦慮する一面があるのは事実でございます。

こうした中、全国的に身寄りのない高齢者を支援する民間サービスの需要が高まり、国

においては消費者トラブル防止のため、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが作成されました。

また、本年5月には、厚生労働省の有識者検討会において、身寄りのない高齢者の支援強化に向けた報告書がまとめられ、入院時や死亡後の事務手続支援などを社会福祉協議会などによる運営を想定し、今後の法改正により社会福祉事業と位置づけ制度化する方針が示されたところです。

本町におきましても、ひとり暮らし高齢者の増加や親族間のつながりの薄れなどを背景に、身寄りのない高齢者が増加することで対応の明確化が必要になっていると考えております。

終活登録制度の導入につきましては、先進地自治体の取り組みを参考にし、今後の法改正をもとに、関係機関と連携を図りながら、本町の実情に合わせた終活登録制度の導入について検証してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。以上です。

【質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生です。再質問させていただきます。

今後、制度化する方針が示されていることは理解しております。しかし、全国的に制度化が進む前段階だからこそ、町独自で小規模に始めるモデル的な制度運用が重要だと考えます。

特に本町においては、これまでも社会福祉協議会や地域包括センターとの連携を通じて、地域に根差した支援体制を築いてきた実績がございます。だからこそ、対象者を限定した形であっても、終活登録制度や死後事務支援の試行的導入は、現実的かつ実行可能な選択肢であると考えます。加えて、現在国では、2026年度をめどに法改正が予定されており、制度の運用開始は早くとも2027年度以降と見込まれています。このタイムラグを活用し、今のうちから町独自で段階的なモデル制度の試行運用に着手することは、将来的な制度導入に対する町の備えとしても非常に有意義であると考えられます。

そこで改めてお尋ねします。中標津町として、終活支援に係る制度の試行的導入を検討するお考えはないか、町長の考えを伺います。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。国の導入が2年後ということですので、町のほうでも努力してやっても、結果的にはそれに近づくようなことになるんじゃないかという

ふうに思われますので、国のほうに遅れを取らないように、しっかりと研究を重ねてまいりたいと思います。以上です。